

令和 6 年 第 5 回 定 例 委 員 会 会 議 録

1. 開催日時 令和 6 年 1 2 月 2 8 日 (月) 午前 9 時 0 0 分から
9 時 1 0 分まで
2. 出席委員 関文夫、小田克彦、矢野きく子、大橋康男
3. 出席職員 古沢事務局長、坂巻係長
4. 会議次第

○ 事務局

本日の委員会は、委員改選後初めての委員会でございます。よって通常の委員会とは議事進行が異なりますのでご承知おきください。

なお、今回の委員改選につきましては、入れ替えがございませんでしたので、各委員の紹介は省略させていただきます。

続きまして、本日の委員会の進行についてご説明いたします。

本日は、改選後初めての委員会ですので委員長を選挙していただきその後に委員長職務代理を指定していただきます。

それではまず、仮委員長を指名させていただきます。

仮委員長は、国立市選挙管理委員会規定第 1 条第 3 項により年長者の委員が職務を行うと規定されており、この規定に基づき仮委員長は、小田委員にお願いいたします。

これからの議事をよろしくお願いいたします。

○ 小田仮委員長

ただいま最年長ということで仮委員長に選任されました小田でございます。どうぞよろしくお願いします。

それでは、ただいまより令和 6 年第 5 回国立市選挙管理委員会を開催いたします。

本日の議題は 3 件と報告事項となっています。まず、議案第 6 3 号「国立市選挙管理委員会委員長の選挙について」を議題とする。

事務局から説明を求める。

○ 事務局

議案第 6 3 号 国立市選挙管理委員会委員長の選挙について

(説明) 本案は、地方自治法第 1 8 7 条第 1 項に基づき、国立市議会において選出された国立市選挙管理委員の中から委員長を選挙するものです。委員長は、選挙管理委員会を代表していた

だくもので、東京都や東京都 26 市で構成されている連合会等の委員長会に出席のほか、選挙時には最高責任者として、選挙長・開票管理者となっただき選挙の執行をいたします。

選挙の方法ですが、国立市選挙管理委員会規程第 1 条第 1 項の規定により単記無記名投票によるものとなっていますが、委員全員異議がなければ立候補で決めることができます。委員皆様の協議のうえ決定するようお願いします。

○ **小田仮委員長**

説明が終わりました。

選任の方法は、立候補による方法をとりたいと思いますが、これに異議はありませんか。

○ **各委員**

(委員より「異議なし」の声)

○ **小田仮委員長**

それでは、立候補される方は挙手をお願いします。

立候補者は、関委員一人ですので、関委員を委員長とすることで異議はありませんか。

○ **各委員**

(委員より「異議なし」の声)

○ **小田仮委員長**

これからの議事は、新委員長の関委員にお願いします。

それでは、委員長となりました関委員から一言挨拶をお願いします。

○ **関委員長**

ただいま委員長に選挙された関です。皆様よろしくお願いします。

では、ここからは私が議事を引き継ぎます。それでは、議案第 64 号「国立市選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について」を議題とする。

事務局から説明を求める。

○ **事務局**

議案第 64 号 国立市選挙管理委員会委員長職務代理者の指定につ

いて

(説明) 本案は、地方自治法第187条第3項に基づき、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときに予め委員長の職務を代理する委員を指定しなければならないため、委員長職代理者を指定するものです。指定の方法は、国立市選挙管理委員会規定第3条により委員長が指定することとなっていますので委員長からの指定により協議をお願いします。

○ **関委員長**

委員長が指名することとなっていますので、私から小田委員を指名したいと思います但委員の皆様よろしいでしょうか。

○ **各委員**

(委員より「異議なし」の声)

○ **関委員長**

それでは、小田委員を委員長職務代理者として指名します。

次に、議案第65号「令和6年12月15日執行国立市長選挙の効力に関する異議申出について」を議題としますが、この議案に関しまして利害関係がある場合はその議事に参与できないことから、委員長職務代理者の小田委員に会議の進行を任せたいと思います。

小田職務代理者、よろしくお願いいたします。

(委員長退席)

○ **小田職務代理者**

ご指名がありましたので、職務代理者の私が会議の進行をつとめさせていただきます。

それでは、議案第65号「令和6年12月15日執行国立市長選挙の効力に関する異議申出について」審議いたします。

事務局から説明を求めます。

○ **事務局**

議案第65号 令和6年12月15日執行国立市長選挙の効力に関する異議申立について

公職選挙法第202条第1項に基づき提出されたものです。

こちらの異議申出は、令和6年12月15日執行の国立市長選挙の無効を求める申し出でございます。

異議申出理由につきましては、申出書のご確認をお願いいたします。

選挙管理委員会としては、異議申出が形式要件を備えたものであることから、これを適当なものと認め受理することにご異議ありませんでしょうか。

(確認)

それでは、受理をするということで今後の異議申出書の取扱い及び流れについて、資料をお付けしておりますのでその資料に則って協議していただければと思います。別紙をご覧ください。

まず、選挙の異議申出について行政不服審査法を準用している事項があります。

その上で、今後の手続き等を決定して頂くものでございます。

まず、

1. 口頭意見陳述の機会の付与についてでございます。

申立本人より口頭で意見陳述の開催の申出がありましたので、行政不服審査法に基づき口頭意見陳述の開催を決定することといたします。

2. 口頭意見陳述の日時場所につきましては、申立者と調整を行っておりまして、令和7年1月8日(水)午後3時から、市役所北庁舎第7会議室で実施いたします。
3. 口頭意見陳述につきましては、選挙管理委員会事務局の職員に聴取を行うことをご決定いただきたいと思います。
4. 証拠書類の提出期限を令和7年1月8日(水)5時までと決定いただきたいと思います。
5. 利害関係人からの参加の申立がありましたら、許可することをご決定いただきたいと思います。
6. 参加人の意見書の提出期限について令和7年1月8日(水)午後5時までとご決定いただきたいと思います。

最後に、別紙に記載はございませんが、国立市長選挙における公費負担の支出についてでございますが、本異議申し立てが確定していなくても、選挙長の判断において支出が可能であることから、この場におきまして併せて確認をさせていただきます。

以上の項目につきまして、ご決定いただければと思います。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○ **小田職務代理者**

本議案の可決にご異議ありませんか。

○ **各委員**

(異議なし)

○ **小田職務代理者**

異議なければ原案のとおり可決いたします。

ここで、会議の進行を委員長と交代いたします。

○ **関委員長**

以上で、本日の議題は全て終了しました。

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

最後に、事務局から報告事項等があったらお願いします。

○ **事務局**

それでは市長選挙の結果と今後の予定について報告させていただきます。

まず、12月15日執行の国立市長選挙の結果について資料を付けさせていただきます。

投票率は、42.21%で前回の選挙より5.03%の増となりました。

続きまして開票結果ですが、有効投票数26,536票候補者別の得票数は、濱崎候補 13,559票・永見候補 12,977票となり濱崎候補が当選となりました。開票確定時間は午後10:35です。

その他、投票所別の投票率等は資料をご参照ください。

次に今後の予定ですが、次回の定例委員会は令和7年3月3日(月)にこの場所で午前9時から臨時委員会を開催いたします。また、決定書の作成に向けて、1月14日(火)午前9時から臨時委員会

を開催したいと思います。
報告事項は以上です。

○ **関委員長**

以上で本日の議題は全て終了しました。
何か質疑等ありますか。

○ **矢野委員**

前回、市議会議員選挙においても「異議申立」が出されましたね。
今回も同様の流れでしょうか。

○ **事務局**

前は国立市の後、東京都まで上がりました。今回も国立市の決定に不服があった場合、東京都に申し立てを行い、そこでも不服な場合は東京高裁に上げるようになります。

○ **関委員長**

他に何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

以上で令和6年第5回定例委員会を閉会する。

国立市選挙管理委員会規程第7条第2項により署名します。

令和7年1月14日

委員長 関 文 夫

職務代理者 小 田 克 彦

委員 大 橋 康 男

委員 矢 野 き く 子